

森林の土地を取得したときは届出が必要です

個人・法人にかかわらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要です。面積の基準はありません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合は、森林の土地の所有者届出は不要です。

○届出が必要な森林

都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林

※所有地が対象となっているかはお問い合わせください。

○届出の期間

所有者となった日から90日以内

なお、相続による財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

○提出先 農林振興課 農林整備G (市役所2階)

届出書など、詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問 農林振興課 農林整備G ☎52-1111 内線205

森林の伐採には届出が必要です

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。また、伐採・造林後は「状況報告書」の提出が必要となります。

届出書・状況報告書の提出を怠ったり、届出内容と異なる行為を行った場合には、森林法により罰せられることがあります。

なお、1haを超える森林の開発を行う場合(太陽光発電設備の設置は0.5ha)、また、保安林に指定されている森林を伐採する場合には、県知事の許可が必要となりますので、ご注意ください。

○届出が必要な森林

都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林

※所有地が対象となっているかはお問い合わせください。

○届出が必要な方

森林所有者や立木を買い受けた方

○届出の期間

「伐採及び伐採後の造林の届出書」:

伐採を始める90日から30日前まで

「伐採に係る森林の状況報告書」:

伐採を完了した日から30日以内

「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」:

造林を完了した日から30日以内

○提出先 農林振興課 農林整備G (市役所2階)

届出書など、詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問 農林振興課 農林整備G ☎52-1111 内線205

募 集

御前山サイクリングフェスティバル グルメライド参加者募集

サイクリングにより御前山・那珂川地域を周遊し、常陸大宮市・城里町の特産品を味わいながら、新たな魅力を発見してみたいかがですか。当日は、ハイキングツアーも開催(9月募集予定)され、本部会場ではキッチンカーも多数出店します。

○日 時 10月21日(土) 8:30 ~ 15:00
小雨決行(荒天中止)

○会 場 御前山ダム公園

○定 員 ロングコース 200名
ショートコース 100名

○参加費 ロングコース 5,000円(高校生以上)
3,000円(小・中学生)
ショートコース 4,000円(高校生以上)
2,000円(小・中学生)

○参加賞 食事券 1,000円分(200円×5枚)
※当日本部会場のみ有効
釣り銭対応不可

○参加資格 小学3年生以上~
※中学生以下は保護者同伴で参加
(18歳未満は保護者の同意が必要)

○申込方法 インターネットから
エントリー



ホームページ

○申込期限 9月10日(日) ※定員になり次第締切

問 御前山・那珂川広域連携協議会(市役所商工観光課内)
☎55-8073